

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費 国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間での教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

また、義務教育費国庫負担制度は、国による教育分野の「最低保障」というべきもので、地方分権の推進を阻害するものではなく、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障するためには必要不可欠なものです。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものです。

しかし、平成 18（2006）年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。

平成 24（2012）年度予算の地方交付税は約 17.5 兆円（前年度比 0.5%増）となっています。現在、義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されていますが、補助金の一括交付金化の動向もあり、義務教育にとって恒久的に安定した財源とは言えません。

全国的な教育水準を確保し、安定した地方財政を構築するためには、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することも含めて検討すべきです。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度の堅持と、その趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年 6 月22日

長 崎 市 議 会